原審 神戸地方裁判所 平成12年(わ)第1352号 平成13年5月7日 主 文

原判決を破棄する。

被告人を懲役6年に処する。

原審における未決勾留日数中120日を刑に算入する。

押収してある文化包丁1本(平成13年押第87号の1)を没収する。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人大嶋匡作成の控訴趣意書に、これに対する答弁は、検察官望田耕作作成の答弁書に記載のとおりであるから、これらを引用する。

控訴趣意第1点 事実誤認の控訴趣意について

論旨は、殺意の発生時期についての事実誤認を主張し、原判決は、父親が、便所の中から大声で母を呼び、訳の分からないことを言って騒ぐなどしたことから、父に対する憤懣を募らせた末、父を殺してしまえば、みんなが楽になるなどと思い、父を殺害することを決意し、文化包丁を右手にもって便所に行った旨認定しているが、被告人は、便所に行くまでは殺意はなく、便所内で父と包丁の奪い合いになり、父に取り上げられた包丁を奪い返したとき、父が自分を刺す気であると思ったことなどから、はじめて殺意が生じたものであり、原判示に沿う被告人の警察官及び検察官に対する供述は不自然で信用できないというのである。

よって刑訴法397条1項(382条)により、原判決を破棄し、同法400条 ただし書きにより被告事件につき更に判決する。 (罪となるべき事実)

被告人は、父A(昭和14年9月21日生)と母Bの3人で、被告人が購入した肩書き住居地のマンションに暮らしていたが、Aが、仕事にも行かず、毎日のように母から酒代をせびっては朝から酒を飲み、病み上がりの母に何かと暴言をはいたり、ものを投げつけたりすることに憤懣を抱いていたが、母に止められていたこともあって、その憤懣を極力押さえていたところ、平成12年10月22日、Aが、午前中から、酒代をせびって母と口喧嘩をしたり、酒代にするため被告人の財布を隠しながら、その所在を追求する母や被告人に対し、逆に、そんなことを言って俺を追い出す気だろうと怒るなどし、そのようなAの行状に嫌気がさした母が長女で

(証拠の標目)

原判決挙示の証拠(ただし、被告人、B及びDの公判供述とあるのは、原審公判調書中の当該供述部分と読みかえる。)を引用するほか被告人の当審公判廷における供述。

(法令の適用)

被告人の行為は、刑法199条に該当するので、所定刑中有期懲役刑を選択し、その所定刑期の範囲内で処断すべきところ、犯行が重大であり、被告人の刑責が決して軽くないことは言うまでもないが、「父の生活態度を不滿に思うのであれば、率直に話し合うべきであり」、「話し合いすることを決意したもので」、「その犯行動は、極めて短絡的であり、そこには、子の父に対する愛情の一片も見いだせないは、極めて短絡的であり、そこには、子の父に対する愛情の一片も見いだせない。などとした原判決の説示は、本件の事案にそぐわず、まことに失当たるを免れず、などとした原判決の説示は、本件の事案にそぐわず、あり、被告人の真摯なし、被告人の母親の心情など諸般の情状を考慮し、被告人を懲役6年に処し、大の情、被告人の母親の心情など諸般の情状を考慮し、被告人を懲役6年に処し、大の情報というを刑法21条、没収につき同法19条1項2号、2項本、原審及び当審における訴訟費用につき刑訴法181条1項ただし書きを適用し、主文のとおり判決する。

(第6刑事部 裁判長裁判官 西田元彦 裁判官 柳澤 昇 裁判官 川本清巌)